

実績評価書

(厚生労働省24(IV-4-1))

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること (施策目標IV-4-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)雇用保険の給付を適正に行うこと (施策目標2)セーフティネットとして財政が安定していること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っています。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令:雇用保険法第10条等							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)失業等給付費(全部)[平成24年度予算額:1,779,020,408千円] (項)業務取扱費(全部)[平成24年度予算額:29,493,698千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,485,294,652	1,579,776,939	2,679,016,913	2,271,569,542	1,808,514,106	1,813,831,884
		補正予算(b)	0	680,684,285	0	296,057,594	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,485,294,652	2,260,461,224	2,679,016,913	2,567,627,136	1,808,514,106	
	執行額(千円、d)	1,349,592,338	1,980,506,363	1,661,646,310	1,809,452,763			
執行率(%、d/(a+b+c))	90.9%	87.6%	62.0%	70.5%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 不正受給の件数	基準値	実績値					目標値
		平成23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		集計中	7,101	8,442	8,174	集計中		前年度以下
	年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	【参考】指標2 収入額	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	22,896	20,508	20,467	集計中		-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	【参考】指標3 支出額	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		15,907	22,481	18,221	集計中		-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

【参考】指標4 積立金残高	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
	-	55,821	53,870	55,746	集計中		-
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>測定指標1については、不正受給の態様として、正社員の前のアルバイト期間の申告を行わないなど就職の未申告に関するものが約85%占めていることに対応するため、自己就職した旨の申告をした者に対して採用証明書を提出するようにしたところであり、これにより失業等給付に係る不正受給の件数を減らしていくことで適正な給付を行うことができると評価します。</p> <p>測定指標2～4については、収入額、支出額、積立金残高のバランスと必要な給付に支障を来たすことは無かったことから安定的に運営されていると評価します。</p>
	効率性の評価	<p>測定指標1については、不正受給の調査の徹底を図るため、①要調査対象事案の整理簿への記録、②処理状況の管理者や労働局への報告、③報告を受けた管理者や労働局の指導・助言及び給付調査官等の業務担当者の業務が集中している場合の体制面も含めた措置の実施、④不正受給等返還金を現金により収受する場合における複数職員での対応を徹底し、不正受給の未然防止に努めるとともに、疑いのある事案が発見された場合には速やかに調査を行えたことから、効率的に実施できたと評価します。</p> <p>測定指標2～4については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるように努めています。平成23年度の雇用保険料率は、当時の制度上の下限である「1.2%」としていましたが、必要な給付に支障を来たすことはありませんでした。これにより、効率的な財政運営を行うことができたことと評価します。</p>
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	<p>【現状分析】 測定指標1については、不正受給に係る対応は、他の業務に比して業務の難易度が高いものです。そして、適正な給付を行うためには必要不可欠なものでありますが、不正受給には様々な事例があり、限られた人員では対応が容易ではないことが課題です。</p> <p>測定指標2～4については、雇用保険制度は雇用のセーフティネットであり、財政の安定は図られていますが、今後もセーフティネット機能を強化しつつ、安定的な財政運営を確保する必要があります。そのため、現在暫定的に引き下げられている雇用保険の国庫負担を本則復帰(1/4)させることが課題です。</p> <p>【今後の方向性】 測定指標1については、各労働局の不正受給への対応をとりまとめ不正受給対策マニュアルを作成し、各労働局に情報提供を行い、より適正な給付を行えるような取組を進めていきます。</p> <p>測定指標2～4については、平成23年度に雇用保険法等の改正を行い、雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直しを行いました。引き続き、雇用保険法附則第15条の規定により、雇用保険制度の国庫負担金の本則復帰(1/4)を目指すべく所要の措置を行っていきます。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額)
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知 見の活用	原案を中央大学大学院戦略経営研究科大橋勇雄教授にご覧いただき、雇用保険制度における失業給付の各給付金の支給額を指標とする等の指標の設定の見直しを行うべきとの指摘をいただきました。 →25年度の計画の策定時に検討します。
---------------------	--

参考・関連資料等	<p>○雇用保険事業月報・年報 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html)</p> <p>【関連法令】</p> <p>○雇用保険法 (http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8c%d9%97%70%95%db%8c%af%96%40&EFSNO=1278&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=239)</p> <p>【関連事業の行政事業レビューシート】</p> <p>○失業等給付費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0695.pdf)</p>
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 土田 浩史	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	--------------	----------	---------